

事 務 連 絡
平成 27 年 11 月 13 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

火災予防条例（例）の一部改正に係る参考資料の送付について

本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 93 号）が公布されたことに伴い、同日付けで「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（平成 27 年 11 月 13 日消防予第 456 号）により、火災予防条例（例）の改正について通知したところですが、その改正の考え方について、別添のとおり参考資料を作成しましたので、送付します。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係 齋藤、岡

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

火災予防条例（例）の一部改正について

1. 改正の背景

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）の施行後 10 年以上が経過し、当初、対象火気省令で想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、消防庁では、当該設備及び器具への対応を図るため、有識者による「対象火気設備等技術基準検討部会」を平成 26 年度に開催し、平成 27 年 3 月に報告書※を取りまとめたところ。

今般、当該報告書を踏まえ、対象火気省令の別表を改正し、当該設備及び器具に係る離隔距離を追加したことに伴い、火災予防条例（例）についても、別表第 3 に当該設備及び器具に係る離隔距離を追加したもの。

※報告書については以下、消防庁ホームページ参照

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kakisetubi_gijyutukijyun/index.html

2. ガスグリドル付こんろの別表第 3 への追加

(1) 背景

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器））ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）を備えた機器が、市場に流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、ガスグリドル付こんろを別表第 3 に追加するもの。

(2) 内容

① ガスグリル付こんろと同じ項にガスグリドル付こんろを追加

- ・ 検証の結果、従来から別表第 3 に定められていたガスグリル付こんろと比較し、火災危険性に差が認められなかったため。

② 規定の表現を整理

- ・ 「JIS S 2103 : 2015」（家庭用ガス調理機器）の表記を参考に「ドロップイン式」という表現を「組込型」に改めた（別紙 1 参照）。
- ・ 設備又は器具の形態及び機種について、考えられる全ての組み合わせを列挙した。

3. 入力5.8kW以下である電磁誘導加熱式調理器の別表第3への追加

(1) 背景

近年、入力5.8kWである電磁誘導加熱式調理器（グリル等の複合品も含む。以下単に「電磁誘導加熱式調理器」という。）が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、入力5.8kW以下である電磁誘導加熱式調理器を別表第3に追加するもの。

※参考：一般社団法人日本電機工業会に加盟する会員（電磁誘導加熱式調理器メーカー）では、製品ラインナップの8割以上が、5.8kWの電磁誘導加熱式調理器となっている。

(2) 内容

① 入力5.8kW以下（1口当たりの入力3.3kW以下）の電磁誘導加熱式調理器を追加

- ・ 検証の結果、従来から別表第3に定められていた入力4.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器と比較し、火災危険性に差が認められなかったため。
- ・ また、現在、1口当たりの入力3kWを超える機器が流通している状況にあることを踏まえ、機器全体の入力5.8kWで1口当たりの入力3.3kWの機器について検証を行った結果、従来から別表第3に定められていた1口当たりの入力3kWの機器と比較し、火災危険性に差が認められなかったため。
- ・ ただし、今回実験で安全性が確認されたものは、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器のもののみであるため、当該機器に限り、別表第3に追加することとした（別紙2参照）。

② 別表第3に規定する電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合

- ・ ①の改正により、新たに、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器である場合とそれ以外の場合を区別する必要が生じたが、電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器の各項を残したまま改正を行うと規定が煩雑となり、また、従来から機器の種別にかかわらずこんろ部分の発熱体の種類に応じた離隔距離を規定していたことから、これらの項を統合した（別紙3参照）。
- ・ 統合するに当たり、項の名称については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について（通知）」（平成26年3月14日消防予第75号）において「電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具」を「調理用機器」と定義していること及び他の項とのバランスから、「電気調理用機器」とした。
- ・ こんろ部分の発熱体の種類に応じ、いずれの規定を適用するかを明確にするため、電気調理用機器の項の備考に、「注1」及び「注2」を規定した。

③ 規定の表現を整理

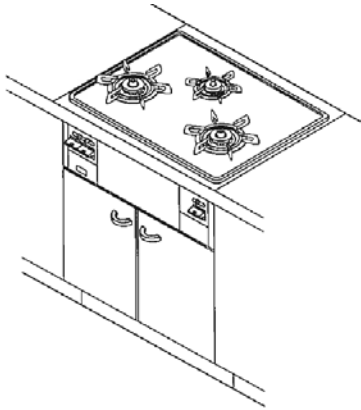
今回の改正に併せて、備考欄の体裁を整える等の改正を行った。

4. 経過措置

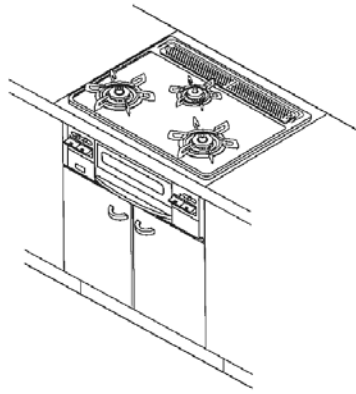
今回の改正により、新たに別表第 3 に追加された機器で、既に「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られた距離で消防長等が認めたものとして設置されているものについては、引き続き当該距離を適用することが可能であることから、経過措置は設けないこととした。

各機器の形状（※形状は一例を示したものの）

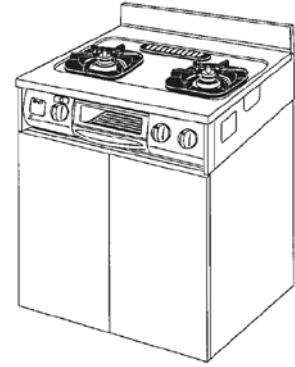
【厨房設備】



組込型こんろ
（旧ドロップイン式こんろ）

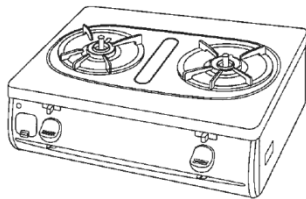


組込型グリル付こんろ
組込型グリドル付こんろ

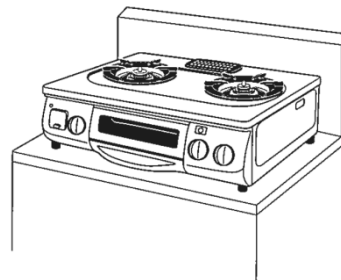


キャビネット型グリル付こんろ
キャビネット型グリドル付こんろ

【調理用器具】



卓上型こんろ（2口以上）



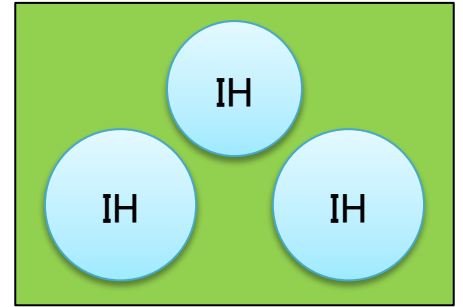
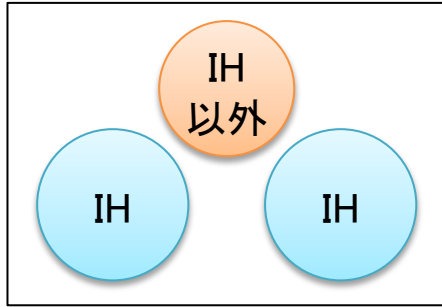
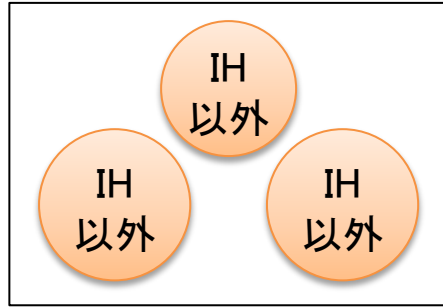
卓上型グリル付こんろ
卓上型グリドル付こんろ

※図は「JIS S 2103 : 2015」（家庭用ガス調理機器）から引用したもの

電気調理用機器の種別

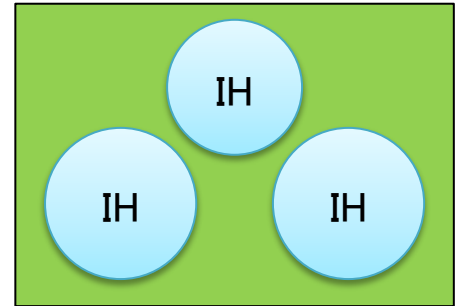
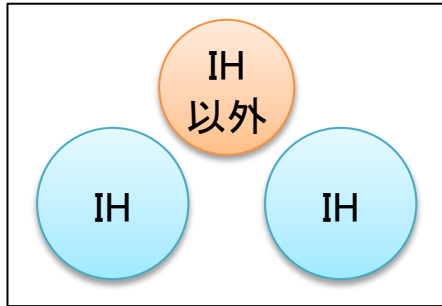
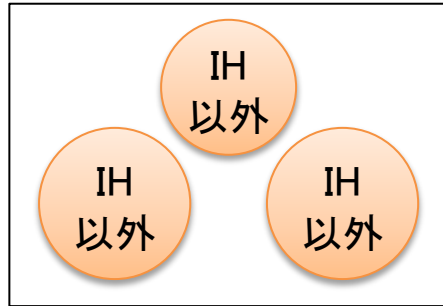
こんろ部分の全部又は一部が
電磁誘導加熱式調理器以外

こんろ部分の全部が
電磁誘導加熱式調理器



電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器


電気レンジ



グリル機能

グリル機能

グリル機能

 ……今回安全性が確認された設備・器具

別表第三

改正後

別表第三

現行

種 類		離 隔 距 離 (cm)					備 考	種 類		離 隔 距 離 (cm)					備 考		
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方				上 方	側 方	前 方	後 方				
電気調理用機器	不燃 以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離	電気 電気 電気 電気 電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	注8：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（発熱体の外周からの距離）を示す。
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	注8								
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	注8								
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	注8								
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	注8								
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	らの距離を示す。注2：機	電気 電気 電気 電気 電気	不燃	こんろ形態のもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	注9：電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	注9								
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	注9								
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	注9								
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	注9								

※こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器と電磁誘導加熱式調理器以外のもののような複合の機器は、注書きのそれぞれを適用する

※こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものは、元々、離隔距離が同じなので5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）でまとめた